

第64回彩の国建設工事の入札及び契約事務適正化委員会議事概要

1 日時

令和元年10月25日(金) 9時30分～11時30分

2 場所

埼玉教育会館 104会議室

3 出席委員

青木委員、桑野委員、猪木委員、及川委員、長岡委員

4 審議事項及び結果

(1) 総A徐) 社会資本整備総合交付金(改築)工事(国道463号跨道橋上部工)

(朝霞県土整備事務所) 【一般競争入札(総合評価)】

(質疑応答)

- 総合評価方式の点数と入札価格の関係はどうなっているか。

総合評価方式の点数は、技術評価点と価格評価点に分けられる。価格評価点は基準価格を設定し入札価格がその価格以下になった場合、一律に高い点数になる。

入札に参加したA社とE社は、両社とも入札価格が基準価格以下となっているので、差は技術評価の部分だと思うが、技術評価のうちどの点で差が出たのか。

両社とも「継続教育への取組」という項目の技術評価点を得ているが、A社が0.5点、E社が1.0点の加点であったため技術評価点に差が出た。

入札に参加した会社のうち技術評価点が満点の会社があるが、他の会社との差はどこに出たのか。

技術評価点のうち「工事成績評定」で技術評価点を得ているため差が出た。

「工事成績評定」とはどういった評価点なのか。

埼玉県が発注した工事の過去2年間の工事成績の平均点に応じて加点される。工事成績とは、工事が完成したときの出来によって発注者が点数をつけている。過去2年間に、埼玉県の発注工事を請け負っていなければ加点されない。

- 総合評価を行っているのに、入札結果を見ると一番低い価格で入札をした企業

が落札している理由は何か。また、入札結果をみると技術評価点が満点の企業でも、落札するには基準価格より低価格で入札しなければならなくなっている。

基準価格より低価格で入札し落札した場合は、現場代理人の兼任を認めないなど厳しい条件を設けている。また各入札参加者は、自らの技術評価点がある程度把握でき、低入札になった場合の条件をクリアする必要があるということを確認したうえで事業者は入札に参加している。

一番低い価格で入札をした企業が落札している理由については、今回の案件は「総A徐」と案件名についているが、この場合は具体的な技術提案を各企業から求めることになっていてその配点が10点となっている。この配点が、かなり高い配点(18.5点満点のうち10点)となっている。この評価点は各企業が工夫を凝らして御提案を頂く内容なので、通常であれば各企業で点数にばらつきが出るが、今回の案件に限っては各企業とも素晴らしい御提案であったので技術評価点数に差が出なかった。そのため、今回の案件は技術評価の部分よりも価格評価の部分が入札結果に影響した。また、価格と技術の総合評価である以上、競争入札ではあるので価格と技術の両面を評価した結果一番優れたものを評価してその結果が、低入札であった場合は、現場代理人の兼任を認めないなど厳しい条件を設けて、工事の出来を担保している。

- もう少し技術評価の比重を多くする評価方法もあってもよいのではないか。

高度な技術提案をするとその分費用が増えていってしまう。技術を評価する一方で費用を低くすることで評価を行う考え方もありその両面で評価しているのが現状である。

(結果)

当案件の入札・契約手続きは適正に行われていた。

(2) 30 島中管第402号農業用管水路更新工事(加須農林振興センター)

【一般競争入札(価格競争)】

(質疑応答)

試掘工の回数が当初の予定から変更され、回数が増えている理由は何か。

この工事とは、少し離れている場所で、同じような入替工事を行う予定がありその工事の設計で、実際に撤去する管の位置を詳細に特定する必要があり試掘工の回数を増やした。

試掘工を増やした箇所は、今回の工事の路線内であるのか。

今回の工事の路線内ではない。次年度以降に工事を行う箇所の試掘工を行った。今回の案件で工事を行った箇所以外も含めて島中地区としてひとつの事業として行っている。予算や、その年度の工事の量に従って順次工事を進めているところである。次年度以降の工事を適切に行えるようにするために、試掘工だけ今回の案件の工事に含んでいる。

今回の案件の工事の試掘工は、前年度に行ったのか。また変更はなかったか。

試掘工については、資料がないので正確な数はわからないが前年度に試掘工を行っている。変更についてはなかった。

試掘工の回数に基準などはあるのか。

路線の状況を見て判断している。まっすぐな部分では必要ないが、曲がり部分などは確認する必要があるので試掘工を行う。今回の事業で入替を行う管水路は、昭和40年代に作られていて工事や委託の発注前に、当時の資料を確認しているが、実際には管の位置が変わっていることがあり、正確な発注を行うにあたり試掘工を行う必要があった。

今回の案件の工事とは別の工事の試掘工が入っている理由は何か。

工事費としては、今回の案件の工事が大部分を占めていて、別の工事の試掘工は非常に少ない費用となっている。また、事業としては島中地区全体で動いている。この事業は平成26年から始まっていて、一番最初の工事で、既存の資料で設計を行って行って、実際の現場では管がずれていたりしたので、工事に合わせて試掘を行っておけば、効率よく工事ができるという判断があったと思われ、前年度の工事で試掘を行っている。

今回の案件の工事の発注に際して、別の場所の工事に関する標記は入れているか。

仕様書の中に試掘工が含まれていることについては標記があるが、その試掘工の場所の標記はない。

前年度に行った試掘工を行った結果というのは、次年度以降の実際の工事においてより正確な工事を行うことに生かされているということか。

そのとおりである。

入札にあたっての地域要件について教えてほしい。今回の案件の久喜市（旧栗橋町）はなぜ杉戸県土整備事務所管内と加須市の業者なのか。

一般競争入札の業者の選定の仕方が公表されていて、その中で、杉戸県土管内であれば想定業者を30者程度確保できれば、競争性が確保され一般競争入札が成立するという考え方がある。30者程度確保するにはどういった括りかたが良いかを発注課で設定し今回は、杉戸県土整備事務所と加須市となった。そこで、どの自治体を取るのかは、発注課で判断しているが今回の案件は、現場に一番近い自治体から選んでいる。

（結果）

工事の対象の標記（どこまでが今回の工事の対象かどうか）を、今後、内部で検討していただきたい。

（3）18所沢航空記念公園野球場防球ネット設置工事（大宮公園事務所）

【指名競争入札】

（質疑応答）

資料のなかの入札・見積結果情報の摘要欄に失格となっている業者があるがどういう意味か。

今回は最低制限価格を下回った業者を失格としている。

（結果）

当案件の入札・契約手続きは適正に行われていた。

（4）右岸流域川島南中継受変電設備ほか改築工事（荒川右岸下水道事務所）

【一般競争入札（価格競争）】

（質疑応答）

一般競争入札の事後審査型というのはどういったものか。

工事には色々な条件があるが最初に書類を求めるのではなく、入札が決定したあとに書類を求めてそれから入札条件を満たしているか審査を行いその後落札者を決定する方法である。

まずは、価格で落札候補者を決定してその後書類を求めるということか。

そのとおりである。

(結果)

当案件の入札・契約手続きは適正に行われていた。

(5) 平成30年度県発注工事に係る次回の審議事案の抽出について(追加)

(質疑応答)

なし

原案の2件は以下の【抽出工事一覧】のとおり決定した。

【抽出工事一覧】

- ・ 橋りょう修繕工事(落合橋補修工)
(随意契約5号、飯能県土整備事務所)
- ・ 30柿受第804号支線2号移設工事
(随意契約8号、新三郷浄水場)